

「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」
の一部改正について（案）

1. 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 115 号。以下「改正法」という。）が平成 28 年 4 月 1 日に全面施行されたことに伴い、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針（平成 11 年厚生省告示第 115 号。以下「指針」という。）について法改正事項の追加等の所要の見直しを行うもの。

2. 指針改正のポイント

（１）改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下法という。）に規定された、

- ・五類感染症（麻しん、侵襲性髄膜炎菌感染症）に係る医師の届出方法の変更（法第 12 条第 1 項関係）
- ・五類感染症（季節性インフルエンザ）の患者等の検体等の提出を担当させる指定提出機関制度の創設（法第 14 条の 2 関係）
- ・一、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設（法第 15 条等関係） 等

について、新たに指針に追加する。

（２）前回の実質的な指針改正から現在（平成 28 年末時点）に至るまでの状況の変化を踏まえた文言の修正を行う。

3. 指針改正の内容

主な改正事項は以下のとおりである。

共通事項

- ・ 新型インフルエンザ等感染症に係る記載を新たに加える。

前文

- ・ 前回の実質的な指針改正から現在（平成 28 年末）までの状況の変化を踏まえた文言修正。

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

- ・ 前回の実質的な指針改正から現在（平成 28 年末）までの状況の変化を踏まえた文言修正。

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

- ・ 法第十四条の二の規定に基づく「指定提出機関制度」についても、提出機関の指定に当たって、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行うことが重要である旨を新たに加える。
- ・ 一部の五類感染症について、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、医師から都道府県知事等への届出については適切に行われることが求められ

る旨を新たに加える。

- ・ 結核に係る定期の健康診断について、結核に関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 72 号）改正に伴い文言の修正を行う。

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- ・ 検体採取に係る勧告又は措置の対象者は、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等とすべきである旨を新たに加える。

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- ・ 新型インフルエンザ等感染症などの汎流行に備え、予防に必要な医薬品の備蓄又は確保にも努める旨を新たに加える。

第六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

- ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構について新たに加える。

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- ・ 地方衛生研究所等の各検査機関の検査体制について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生労働省令第九十九号）第七条の三及び第八条の規定に基づき整備し、管理することが重要である旨を新たに加える。
- ・ バイオセーフティーレベル 4 施設に国立感染症研究所村山庁舎を指定したことに伴う記載の修正。

第十一 その他の感染症の予防の推進に関する重要事項

- ・ 重症急性呼吸器症候群及び痘そうについて、行動計画の策定・公表に係る記載を削除する。

第十二 その他の感染症の予防の推進に関する重要事項

- ・ 動物の輸入届出制度について新たに加える。
- ・ 世界保健機関の拡大予防接種計画に係る記載について削除する。

4. 根拠法令

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 9 条第 1 項

5. 告示日等

- ・ 告示日 平成 29 年 3 月中旬（予定）
- ・ 適用日 告示日